

検査実施料の新規収載のお知らせ

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は格別のお引き立てを賜り、誠にありがとうございます。

このたび、平成28年5月31日付「保医発0531第1号」により、下記の検査項目において検査実施料が新設されましたのでご案内いたします。

お取り計らいの程、よろしくお願い申し上げます。

敬具

記

適用日

平成28年6月1日より適用

新規収載項目

●デングウイルス抗原・抗体同時測定定性・・・・・・・・・・未受託

※ 詳細につきましては、裏面をご参照ください。

保健科学グループ



株式会社 保健科学研究所

本社／横浜市保土ヶ谷区神戸町106 TEL 045-333-1661
仙台支社／仙台市宮城野区扇町1-1-6 TEL 022-236-9345
中部支社／名古屋市西区則武新町2-20-17 TEL 052-582-3201
大阪支社／豊中市原田中1-2-3 TEL 06-6843-5622

新潟臨床検査センター
保健科学東日本
日本ノーバメディカル研究所
いかか
組織科学研究所
遠州予防医学研究所

● 検査実施料の新規収載項目

適用日：平成28年6月1日

検査項目	実施料	判断区分	診療報酬 点数区分	備考
デングウイルス 抗原・抗体同時 測定定性	233 点	免疫学的検査 (判断料：144 点)	「D012」感染症 免疫学的検査の43	(45) <u>デングウイルス抗原定性又は同抗原・抗体同時測定定性</u> ア <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、区分番号「D012」感染症免疫学的検査の「43」デングウイルス抗原定性の所定点数に準じて算定する。</u> イ <u>デングウイルス抗原・抗体同時測定定性は、デングウイルスNS1抗原、IgG抗体及びIgM抗体を、イムノクロマト法を用いて同時に測定した場合に算定できる。</u> ウ 「43」の<u>デングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、国立感染症研究所が作成した「蚊媒介感染症の診療ガイドライン」に基づきデング熱を疑う患者が、当該患者の集中治療に対応できる下記のいずれかに係る届出を行っている保険医療機関に入院を要する場合に限り算定できる。</u> (イ) 区分番号「A300」救命救急入院料「1」から「4」までのいずれか (ロ) 区分番号「A301」特定集中治療室管理料「1」から「4」までのいずれか (ハ) 区分番号「A301-2」ハイケアユニット入院医療管理料「1」又は「2」のいずれか (ニ) 区分番号「A301-4」小児特定集中治療室管理料 エ 「43」の<u>デングウイルス抗原定性及び同抗原・抗体同時測定定性は、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施された場合は算定できない。</u>

※ 下線部が「保医発0531第1号」により新たに追加された部分になります。